

京都市交通局管理規程 5-0（京都市交通局職員給与規程）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

別表第3第3項を次のように改める。

3 企業職給料表第5の適用を受ける職員

年齢区分	年齢別初任給		
	職務の級	号 給	調整月数
歳 月 歳 月 以上 未満			月
18.0 ~ 18.9	1	6	
18.9 ~ 19.6	1	6	- 3
19.6 ~ 20.3	1	6	- 6
20.3 ~ 21.0	1	6	- 9
21.0 ~ 21.9	1	7	
21.9 ~ 22.6	1	7	- 3
22.6 ~ 23.3	1	7	- 6
23.3 ~ 24.0	1	7	- 9
24.0 ~ 24.9	1	8	
24.9 ~ 25.6	1	8	- 3
25.6 ~ 26.3	1	8	- 6

26.3 ~ 27.0	1	8	- 9
27.0 ~ 27.9	1	9	
27.9 ~ 28.6	1	9	- 3
28.6 ~ 29.3	1	9	- 6
29.3 ~ 30.0	1	9	- 9
30.0 ~ 30.9	1	10	
30.9 ~ 31.6	1	10	- 3
31.6 ~ 32.3	1	10	- 6
32.3 ~ 33.0	1	10	- 9
33.0 ~ 33.9	1	11	
33.9 ~ 34.6	1	11	- 3
34.6 ~ 35.3	1	11	- 6
35.3 ~ 36.0	1	11	- 9
36.0 ~ 36.9	1	12	
36.9 ~ 37.6	1	12	- 3
37.6 ~ 38.3	1	12	- 6
38.3 ~ 39.0	1	12	- 9
39.0 ~	1	13	

備考 年齢は、採用時期の区分に応じ、それぞれ次の基準日現在によるものとする。

採用時期の区分	基準日
2月1日～4月30日	3月31日
5月1日～7月31日	6月30日
8月1日～10月31日	9月30日
11月1日～1月31日	12月31日

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)